

稲沢市地域連携事業（「いな活」）実施要領

1 目的

この実施要領は、稲沢市（以下「市」という。）立中学校で実施している休日（土・日・祝日）の部活動に代わり、部活動が地域クラブ活動に展開する（以下「地域展開」という。）までの間、令和8年度の2学期（9月）から休日の活動を希望する生徒の支援として、市が任命する部活動指導員による地域連携事業（以下「いな活」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定める。

2 対象者

市立中学校に在籍し、「いな活」への参加を希望する生徒

3 活動種目

軟式野球、ソフトボール女子、サッカー、ソフトテニス男子、ソフトテニス女子、ハンドボール男子、ハンドボール女子、バレーボール男子、バレーボール女子、バスケットボール男子、バスケットボール女子、卓球男子、卓球女子、剣道、ブラスバンド（吹奏楽）

4 活動場所

- (1) 市立中学校及び公共施設（以下「拠点校等」という。）を拠点とし、活動場所とする。拠点校等は、種目ごとの参加人数及び施設状況を考慮し、稲沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が決定する。
- (2) 対象者は、学校区に関係なく、拠点校等を選択することができる。
- (3) 活動場所（大会や練習試合等の会場も含む）への移動は、対象者及びその保護者の責任において行うものとする。

5 新規申込及び決定

- (1) 新規申込対象者は「いな活」に参加するにあたり、拠点校等ごとの活動方針等を参考にして、教育委員会が定める期日までに、所定の申込フォームにより、種目及び拠点校等の申込を行う。
- (2) 教育委員会は、申込期日後、申込状況を公表し、変更可能期間を設ける。
- (3) 教育委員会は、変更可能期間の最終日をもって、新規申込を完了し、種目と拠点校等を決定する。ただし、対象者が少なく、活動に支障があると教育委員会が判断した場合は、当該拠点校等での実施を見合わせる。その拠点校等を希望していた対象者には新たな希望先を確認する。
- (4) 対象者は、変更や脱退を行わない限り、毎年度同じ拠点校等に継続して参加することができる。
- (5) 対象者は、種目と拠点校等の決定後、教育委員会が指定するスポーツ安全保険と連絡ツール「部活アプリ（クラブマネージャー）」（以下「部活アプリ」という。）に加入するものとする。

6 変更・脱退・中途申込

変更・脱退・中途申込を希望する場合は、所定の用紙に必要事項を記入し、教育委員会に提出する。

7 活動日及び活動時間

大会参加日を除き、活動日は、休日（週1回・月4回程度）とし、活動時間は、3時間程度以内（準備、片付けを含む）とする。

8 活動連絡等

- (1) 「いな活」の活動日等、部活動指導員と対象者及びその保護者との連絡は、部活アプリにて行う。
- (2) 部活動指導員は、1か月ごとの予定を、前月の上旬までに、その他緊急等の場合は、その都度、対象者及びその保護者に連絡する。

9 運営費等

- (1) 「いな活」に必要な運営費及び負担主体については、次のとおりとする。
 - ① 市が負担する運営費
指導報酬等
 - ② 保護者が負担する運営費
 - ① 以外の費用
スポーツ安全保険料、部活アプリ利用料、事務費（振込手数料等）、消耗品費（靴、ラケット、グラブ等個人使用の道具）、大会参加費、団体・選手登録費等
- (2) 拠点校等の変更や脱退をする場合、それまでに支払った「いな活」運営費は返金しない。

10 大会参加等

- (1) 「いな活」を実施する令和8年度の2学期以降に開催される大会等への参加については、個人や他の団体登録で参加できる場合を除き、学校部活動での所属に関わらず、「いな活」の拠点校等で出場する。
- (2) 運動系種目の中学校総合体育大会（夏）及びブラスバンド（吹奏楽）の愛知県吹奏楽コンクール（夏）以外の大会等への参加については、対象者及びその保護者の希望状況を踏まえ、部活動指導員が判断する。
- (3) 夏の大会等が平日に開催される場合、部活動指導員の参加が困難なときは、拠点校等又は関係の学校の部活動の顧問に協力を依頼する。

11 部活動指導員の決定等

- (1) 部活動指導員は、教育委員会で募集し、面談の上決定する。
- (2) 部活動指導員は、市の会計年度任用職員として任命し、職務、勤務形態、従事内容及び遵守事項等は、別に定める。
- (3) 部活動指導員は、各種目の拠点校等あたり複数人配置する。
- (4) 「いな活」の実施にあたり、部活動指導員が必要と認めた場合は、教育委員会が許可した第三者（「サポーター」）を、部活動指導員とともに活動に参加させることができる。
- (5) 部活動指導員は、「いな活」活動中に、拠点校等の施設、備品等を破損等したときは、速やかに教育委員会に報告するものとする。

12 けが等の対応

部活動指導員は、対象者がけが等を負った場合には、別紙「いな活」用救急対応マニュアル」に従って、迅速かつ適切に対応する。

13 その他

- (1) 「いな活」は、国が示す改革実行期間である令和13年度までに地域展開することを目指す。
- (2) この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

付 則

この実施要領は、令和8年4月1日から施行する。